

藤原宮第41次発掘調査現地説明会資料

1984年 6月23日 奈良国立文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

(1) 調査の経過

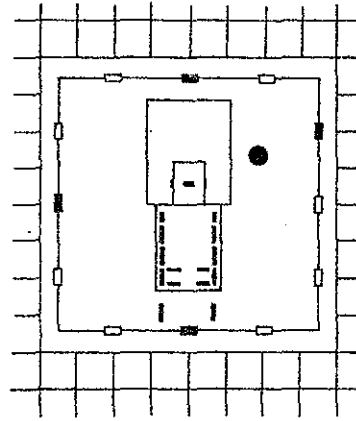
当調査部では数年来、藤原宮東面北門・大垣付近を含む東方官衙地区の調査を継続してきており、宮東面を面す諸施設や大規模な建物等を検出した。その結果、以前調査を行なった西方官衙地区と同様、この地域においても整然と配置された長大な建物によって官衙が形成されていることが判明した。本年3月に終了した第38次調査では宮城内先行条坊道路である東一坊大路が宮造営以後もそのまま宮内道路として機能していることが明らかとなり、また道路の東側に沿って掘立柱塀があることから、その塀がこの地域の官衙の西辺を画しているものとみられるに至った。

今回の第41次調査区は第38次調査区の西方に接し、大極殿の東北方約200mの位置にある。面積は1260㎡で、4月3日から調査を開始した。

(2) 検出遺構

検出した主な遺構は掘立柱建物6棟、掘立柱塀11条、溝4条、土壇3基、井戸1基等がある。

まず、藤原宮期の遺構としては、東西に長く併行する塀3条(SA01~03)がある。SA01は東方でL字状に北へ折れ、東西20間以上、南北3間以上あり、総長62m分を検出した。SA02はSA01から12.8m南にあり、やはり東方でL字状に南へ折れ、総長59m分を検出した。SA03はSA02から1.6m南にあり、東西19間以上で、総長52m分を検出した。SA01とSA03には東西溝SD04・SD05が重複しており、東西溝の方が古い。遺物からみて両塀とそれほど隔たらない時期の溝である。この3条の塀は柱間が約2.7mで、柱掘形は1m×1.2mと大きく、宮の四周の大垣や内裏東外郭塀に匹敵する規模である。SA01には柱根の残存するものがあり、その現存径は約23cmである。



● 調査地

SA01とSA02・SA03はおそらく南北2つの官衙ブロックを区画するための塀であり、SA01の北側、SA02・SA03の南側がそれぞれの区画内になるとみられる。両塀の間は通路として機能していたかとみられる。SA03はSA02に近接しており、柱掘形の位置も異なるので併存することは考えられず、一方は作り替えられたものと推定される。

SB06はSA01より古い時期の特異な掘立柱建物である。桁行5間、梁行3間の総柱の東西棟で、建物方位がSA01よりも東で北へ約10度偏しており、柱間は桁行がほぼ1.8m、梁行が、中央間は1.8m、両端の間は2.0mである。計15本の柱根が残存しているが、それらが全て断面が長方形の角柱で、しかも建物の東西の妻中央部分にも妻柱筋から若干外側に同じような角柱がある。これらの角柱は、建物本体では全て長手を東西に向けているのに対し、妻中央部分のみは南北に向けている。角柱の大きさは長辺が40cm前後、短辺が15cm前後で、高さ20cmほどが残存しているが、このような角柱を用いた建物の例はきわめてまれである。妻中央部分の柱については、銅鐸中の家屋の絵や、家形埴輪、家形土器等にみられ、現在でも神社建築に例のある棟持柱ではないかと考えられる。棟持柱を持つ建物の発掘例は弥生時代・古墳時代のものを中心にわずかにあるだけである。なおこの建物にはのちに補修を加えたとみられる痕跡がある。SB06のはっきりした時期については遺物等の手がかりがとほしく不明とせざるをえないが、藤原宮期よりはかなりさかのぼるものと推定される。

SB06の上部構造の復原はなかなか困難であるが、一案として棟持柱のある高床の倉などが考えられよう。もしそうであるとすると現存例や文献に見える例、発掘例の倉と比較して平面規模の大きな例に入る。

掘立柱建物SB07は桁行4間、梁行2間の南北棟で柱間は約2.2mである。同じくSB09は桁行3間、梁行2間以上の南北棟で、柱間は約1.8mである。この2棟の建物はSA01より新しく、SB07は平安時代に入るものである。

掘立柱建物SB10は桁行4間、梁行2間の東西棟で、掘形は小さく、柱根が6ヶ所に残っている。SB08は東西2間分を検出し、柱間2.5m、SB11はL字状に2間分を検出し、柱間は2.1mと2.85mで掘形3ヶ所とも柱根がある。この2棟は一応建物としたが、塀である可能性もある。

この他に掘立柱塀SA12・13・14・15・16・17・18・19があり、方位、柱掘形の規模、柱間寸法等は種々である。以上のSB10以下の建物、塀は7世紀から9世紀の間のもと考えられるが、SA18が平安時代初期であると考えられる以外は時期の限定できるものはない。

土壌SK22は南北8.7m、東西4.2mの矩形をなし、SA01よりも古く、7世紀後半の土器が出土した。

井戸SE20は掘形径が約3mあるが、本体の規模等は未調査である。9世紀末～10世紀初の墨書のある黒色土器碗が出土した。

石組暗渠SD21は幅0.6m、長さ2.2m分を検出した。検出状況からSA03より新しいことが知られた。

(3) 出土遺物

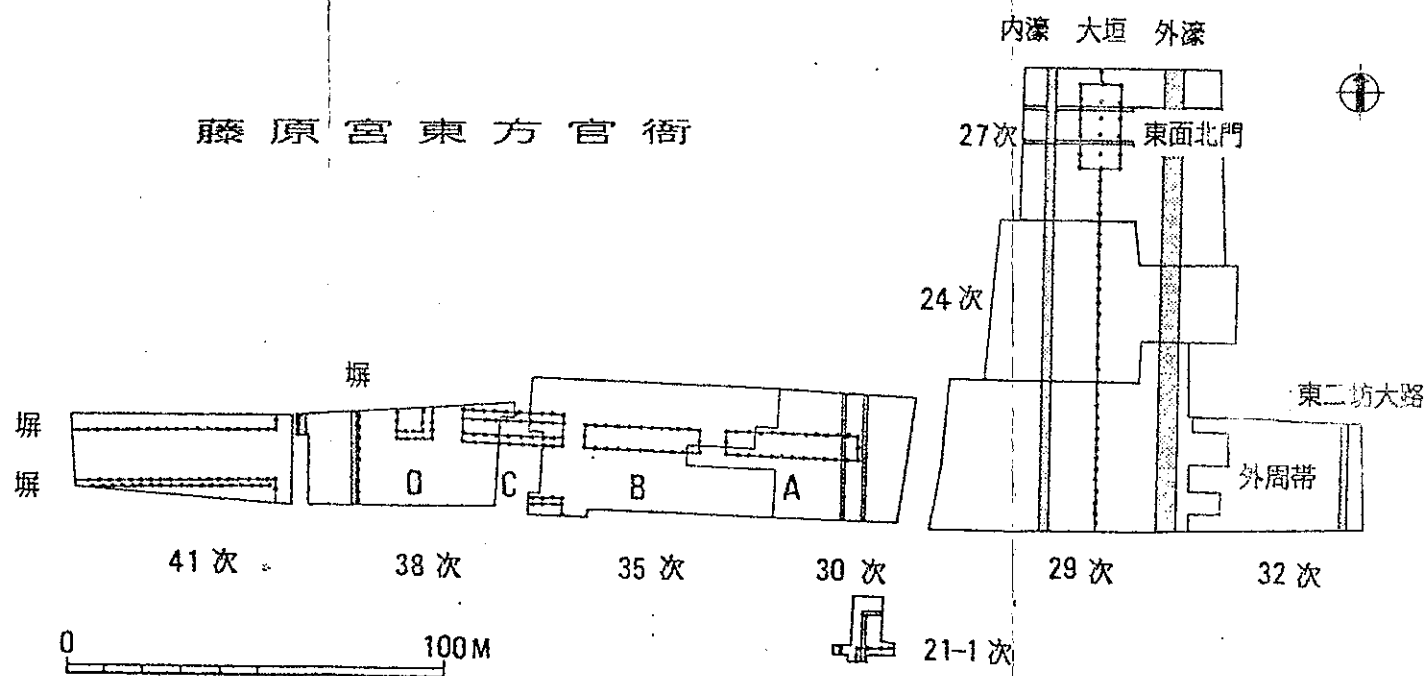
あまり顕著な遺物はなく、藤原宮期の軒平瓦、軒丸瓦のほか、土馬、硯、緑釉陶器がある。SE20からは上記の墨書土器があり、「開口」「開口」「家」等の文字が読める。SD21の裏込め土中から須恵器のミニチュアの坏が出土している。

(4) まとめ

藤原宮内の官衙ブロックを区画する長大な塀は今回はじめて検出したものであり、しかも官衙の2つのブロックの関係が知られるものとして貴重である。この東西塀の東端がし字状に曲ることは、その東に東一坊大路に通じる宮内道路が存在するためと考えられる。これらの官衙ブロックは東は宮内道路の西から、西は距離的にみて内裏東外郭付近まで達するものとみられ、東西約80mの区画が想定できる。またこれらのブロックが内裏に近接することから内廷官司の存在も予想されるところである。

また特異な角柱を用い、棟持柱を有する建物の例を加え得たことも特記すべきことであろう。

建物	桁行(間)	梁行(間)
A	12	2
B	11	2
C	9	3
D	3以上	4



藤原宮第41次（東方官衙）調査遺構配置図

